

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として下記のとおり指定した。

令和7年（2025年）4月1日

佐賀県知事 山口 祥 義



名 称	所在地	指定期間
医療法人樟風会 早津江病院	佐賀市川副町大字福富 827	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日
医療法人 松籟会 松籟病院	唐津市鏡4304-1	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日
医療法人唐虹会 虹と海のホスピタル	唐津市原842番地1	令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

「お問い合わせ先」

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当

電 話：0952-25-7064

ファクス：0952-25-7302

メールアドレス：shougaifukushi@pref.saga.lg.jp